



経営情報レポート

相続税基礎控除縮減で課税対象者倍増 相続税改正の概要と 事前相続対策

- 1 平成 27 年 1 月相続税・贈与税改正の概要
- 2 相続税負担増加の影響と贈与税の減少効果
- 3 相続税負担を軽減する事前相続対策

1 | 平成 27 年 1 月相続税・贈与税改正の概要

1 | 相続税基礎控除が 40%縮減

相続税の基礎控除額は、高度経済成長期における地価の上昇を反映して拡大が続けられてきました。バブル崩壊後も、基礎控除額は据え置かれたままでしたが、今回、政府は、基礎控除を従来 of 60%とする大幅な改正を実施しました。

現 行 : 5,000万円 + (1,000万円 × 法定相続人数)



改定後 : 3,000万円 + (600万円 × 法定相続人数)

相続人が 1 人の場合の場合、従来 of 基礎控除額は、6,000 万円でしたが、今回の改正により、3,600 万円に縮小となります。よって、相続財産額 4,000 万円の場合、従来は相続税が課税されませんでした。しかし、改正により配偶者の特例等を考慮しない場合 of 相続税額は、40 万円となります。

2 | 2億円超の相続税率がアップ

今回の改正では、相続税 of 税率も見直しされました。取得金額 2 億円以上 of 部分が改正となります。また、従来、最高税率は 50%でしたが、取得金額が 6 億円以上 of 場合には、55%に引き上げになりました。これにより、多額 of 財産を有する場合 of 相続税が引き上げられます。

| 各法定相続人の取得金額 | 【改正前】 税率 | 【改正後】 税率 |
|----------------------|----------|----------|
| 1,000 万円以下 | 10% | 10% |
| 1,000 万円超 3,000 万円以下 | 15% | 15% |
| 3,000 万円超 5,000 万円以下 | 20% | 20% |
| 5,000 万円超 1 億円以下 | 30% | 30% |
| 1 億円超 2 億以下 | 40% | 40% |
| 2 億円超 3 億円以下 | | 45% |
| 3 億円超 6 億円以下 | 50% | 50% |
| 6 億円超 | | 55% |

3 | 控除の拡大で一部相続人に配慮

今回の改正に伴い、未成年の相続人及び障がいのある方への相続に対し、控除額を拡大し、一定の配慮を行っております。

■未成年者控除の拡大

現行：20歳までの1年につき6万円



改定後：20歳までの1年につき10万円

■障害者控除の拡大

現行：85歳までの1年につき6万円(特別障害者は12万円)



改定後：85歳までの1年につき10万円(特別障害者は20万円)

4 | 小規模宅地等の特例の拡大

相続により、自宅の敷地や事業用財産の土地に相続税が課された場合、納税のためにこれらの財産を手放さなくてはならない事態が考えられます。このような事態を回避するために、一定の要件を満たす宅地等については、その評価を大幅に減額し、相続税の負担軽減を図るのが小規模宅地等の特例です。

今回の相続税改正では、基礎控除の引下げ等により相続税の負担増となりますが、自宅の敷地や事業用財産の土地に対する相続税の増税を避けるために、小規模宅地等の特例が拡充されました。

(1)改正により限度面積が拡大

①居住用の宅地等(特定居住用宅地等)の限度面積の拡大

特例の適用対象となる宅地等のうち、特定居住用宅地等に係る特例の適用対象面積が現行の240㎡から330㎡まで拡大されました。

改正前

改正後

限度面積 240㎡ (減額割合80%)



限度面積 330㎡ (減額割合80%)

② 居住用と事業用の宅地等を選択する場合の適用面積の拡大

特例の対象として選択する宅地等の全てが特定事業用及び居住用である場合には、それぞれの適用対象面積が、現行の 400 m²から 730 m²まで拡大されました。

| | |
|------------------------------|---|
| これらの宅地がある場合、 適用限度面積はどうか？ | ① 特定居住用宅地等 : 240 m ² ② 特定事業用等宅地等 : 400 m ² |
| 【改正前】 | 【改正後】 |
| 合計 400 m ² まで適用可能 | 合計 730 m ² まで適用可 |

■ 特例の適用対象となる宅地等

| 相続開始直前における 宅地等の利用区分 | | 要件 | | 限度面積 | 減額割合 | |
|--------------------------------------|------------------------|----|--------------------------|--------------------|--------------------|-----|
| 被相続人等の居住の用に 供された宅地等 | | イ | 特定居住用宅地等に該当する宅地等 | 330 m ² | 80% | |
| 被相続人 等の事業 の用に供 されてい た宅地等 | 貸付事業以 外の事業用 の宅地等 | ロ | 特定事業用宅地等に該当す る宅地等 | 特定事業 用宅地等 | 400 m ² | 80% |
| | 貸付事業用 の宅地等 | ハ | 特定同族会社事業用宅地等 に該当する宅地等 | | | |
| | | | ニ | 貸付事業用宅地等に該当する宅地等 | 400 m ² | 50% |

(2) 適用要件の緩和

① 二世帯住宅に居住していた場合も適用可能に

その宅地等が、被相続人とその親族が居住する二世帯住宅の用に供されている場合、その二世帯住宅が構造上区分された住居であっても、一定の要件を満たすものである場合には、その敷地全体について特例の適用が出来るようになりました。

② 老人ホームなどに入居等していたケースにも配慮

要介護認定や要支援認定を受けていた被相続人が特別養護老人ホームやグループホーム等の施設に入居等していた場合や、障害支援区分の認定を受けていた被相続人が障害者支援施設に入所していたために、相続開始の直前に被相続人の居住の用に供されていなかった宅地等について、一定の要件を満たす場合には、特例の適用が出来るようになりました。

5 | 相続時精算課税制度の範囲拡大

相続時精算課税制度とは、親から子に対して贈与が行われた場合、2,500万円以上の財産について税率20%で課税される制度です。現行制度では、贈与者が「65歳以上の親」、受贈者が「20歳以上の子」と極めて限定的であり、活用しにくい面が少なからずありました。そこで平成27年1月1日より、次のように制度が改正されます。

① 贈与者の範囲が拡大

【改正前】 贈与をした年の1月1日において **65歳以上**の者



【改正後】 贈与をした年の1月1日において **60歳以上**の者

② 受贈者の範囲が拡大

【改正前】 贈与を受けた時において **贈与者の推定相続人**



【改正後】 贈与を受けた時において **贈与者の推定相続人及び孫**

6 | 贈与税税率の見直しで親子間の贈与を促進

平成27年1月1日から、贈与税の税率構造が大きく変更されます。具体的には、直系尊属間の贈与と通常の贈与が区別され、直系尊属間の贈与について税率が優遇されます。

高齢者層の資産を若年層に移転し、消費を活性化したいという狙いがあります。

| 基礎控除後の課税価格 | 【改正前】 税率 | 【改正後】 一般税率 | 特例税率 (直系尊属間の贈与) |
|----------------------|-------------|---------------|--------------------|
| ～ 200万円以下 | 10% | 10% | 10% |
| 200万円超 ～ 300万円以下 | 15% | 15% | 15% |
| 300万円超 ～ 400万円以下 | 20% | 20% | 20% |
| 400万円超 ～ 600万円以下 | 30% | 30% | 30% |
| 600万円超 ～ 1,000万円以下 | 40% | 40% | 40% |
| 1,000万円超 ～ 1,500万円以下 | 50% | 45% | 40% |
| 1,500万円超 ～ 3,000万円以下 | | 50% | 45% |
| 3,000万円超 ～ 4,500万円以下 | | 55% | 50% |
| 4,500万円超 | | 55% | 55% |

2 | 相続税負担増加の影響と贈与税の減少効果

1 | 倍増する相続税申告対象者

今回の相続税基礎控除引き下げに伴い、それまで無関係だった相続人にも相続税の申告が必要になるケースが大幅に増加することが見込まれております。

平成 24 年の実績では、死亡者数 1,256,359 人に対して相続税申告数 52,394 人となっており、全体の 4.2%となっていますが、今回の改正で大幅な増加が見込まれています。

改正前(平成 24 年) 4.2% ⇒ 改正後 6~8%?

下記の図のとおり、3,000 万円の評価であるマンションと現金 3,000 万円を相続したケースを想定しますと、改正前は相続税の対象となりませんが、改正後は相続税申告の対象となります。

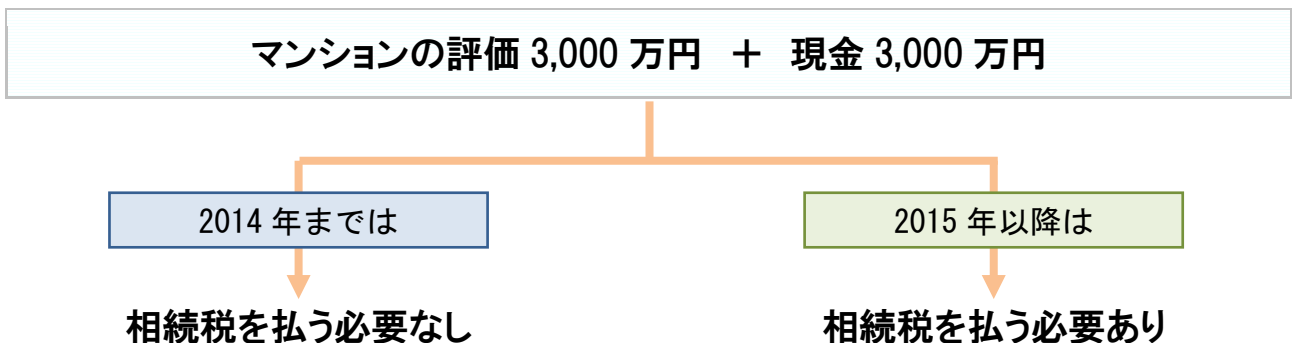
■父親が死亡し、相続人は子供 2 人

●相続税の発生ラインは？

| | |
|------------------------------------|------------------------------------|
| 2014 年までは | 2015 年以降は |
| 基礎控除となる金額は 7,000 万円 | 基礎控除となる金額は 4,200 万円 |
| 5,000 万円 + 1,000 万円 × 2 (相続人の数) | 3,000 万円 + 600 万円 × 2 (相続人の数) |
| 相続財産の評価額が 7,000 万円超から 相続税の支払い必要 | 相続財産の評価額が 4,200 万円超から 相続税の支払い必要 |

基礎控除額が 6 割に減額

●このケースの場合は……



2 | 改正前後相続税額比較

■前提条件

- 相続人は子供2人
- 法定相続分にて相続
- 改正により基礎控除が7,000万円から4,200万円へ減少

(1) 相続財産1億円の場合

| ■改正前 | ⇒ | ■改正後 |
|---------------|--------|---------------|
| 子供1名につき 175万円 | 420万円増 | 子供1名につき 385万円 |
| 2名合計 350万円 | | 2名合計 770万円 |

財産額1億円の場合、税率は変わりませんが、基礎控除額の減少により相続税額が増加します。

(2) 相続財産3億円の場合

| ■改正前 | ⇒ | ■改正後 |
|-----------------|----------|-----------------|
| 子供1名につき 2,900万円 | 1,120万円増 | 子供1名につき 3,460万円 |
| 2名合計 5,800万円 | | 2名合計 6,920万円 |

財産額3億円の場合、税率は変わりませんが、基礎控除の減少により、税率の高い部分が増加するために、税額がアップします。

(3) 相続財産5億円の場合

| ■改正前 | ⇒ | ■改正後 |
|-----------------|----------|-----------------|
| 子供1名につき 6,900万円 | 1,410万円増 | 子供1名につき 7,605万円 |
| 2名合計 1億3,800万円 | | 2名合計 1億5,210万円 |

財産額5億円の場合、基礎控除額の減少と、相続税率アップにより、相続税額が増加します。

3 | 贈与税改正の効果

今回の贈与税改正は、直系尊属からの贈与であれば、200万円超の贈与から、その他の贈与でも、1,000万円超の贈与から減税効果が表れます。特に、直系尊属からの贈与であれば、金額が大きくなればなるほど、その効果は大きくなります。

(1)510万円贈与の場合(基礎控除後400万円)

| | | | |
|-----|-----------|-----|--------------------------------------|
| 改正前 | 贈与税額 55万円 | 改正後 | 一般税率 55万円 (変動なし) 特例税率 50万円 (5万円減) |
|-----|-----------|-----|--------------------------------------|

510万円の場合、直系尊属からの贈与では、税率が下がりましたので5万円の贈与税減少となります。

(2)1,110万円贈与の場合(基礎控除後1,000万円)

| | | | |
|-----|------------|-----|---|
| 改正前 | 贈与税額 275万円 | 改正後 | 一般税率 275万円 (変動なし) 特例税率 210万円 (65万円減) |
|-----|------------|-----|---|

1,110万円の贈与についても、直系尊属からの贈与では、税率が下がりましたので65万円の贈与税減少となります。

(3)1,610万円贈与の場合(基礎控除後1,500万円)

| | | | |
|-----|------------|-----|---|
| 改正前 | 贈与税額 525万円 | 改正後 | 一般税率 500万円 (50万円減) 特例税率 410万円 (115万円減) |
|-----|------------|-----|---|

1,610万円の場合、一般税率における贈与についても、税率が下がりますので、全ての贈与において、税額が減少します。

3 | 相続税負担を軽減する事前相続対策

1 | メリットの大きい生前贈与に注目

(1) 相続対策は他人事ではない

今回の大増税改正により、それほど多くない財産でも相続税がかかることとなります。今まで相続税に無縁だった人も、相続対策が必要となります。

一方で、贈与税については、高齢者から子・孫等の若年層への資金を移すことを念頭に置いた改正となっており、贈与しやすい環境が整いつつあります。

今回の改正を機に、贈与について見直し、相続税の対策を検討しましょう。

(2) 生前贈与のメリット

① 財産が減れば相続税も減る

相続財産の減少は、相続税の減少につながります。相続税は累進課税となっており、相続財産が多ければ多いほど、節税効果は大きくなります。

② 相続財産を増やさないための生前贈与

今はそれほど価値のない財産でも、相続時にはほとんどない価値になっている可能性があります。そのような財産は、価値が低いうちに贈与することが有効となります。価値が増加した後の贈与では、多額の贈与税が課される可能性があり、節税効果が薄まります。

また、収益不動産などを贈与することにより、その物件から得られる収入を次の世代に移すことができ、結果として財産の増加を抑えることが出来ます。

③ 自分の意思で財産の分割が出来る

遺産分割は、遺言がない限り、本人の意思に関わらず残された相続人によって決められます。従いまして、本人の希望がある場合には、生前に贈与することによってその意思を明確にすることが出来ます。

④ 孫への贈与で相続税を1回スキップ

贈与は、子供に限ったものではありません。孫への贈与も当然可能です。相続は、親から子、子から孫へと行われ、その都度、相続税が課されますが、孫へ贈与することにより、相続税の負担を1回スキップすることが出来ます。

2 | 長期的対策は暦年贈与で少しずつ

(1) 暦年贈与とは

暦年贈与とは、1年を単位とした贈与です。1年間に受けた贈与の額が基礎控除額の110万円以下であれば、贈与税の負担がなく財産を子や孫に移すことができます。

基礎控除額は少ないですが、子や孫へ毎年贈与を続けることにより、長期的には多額の財産移転が可能になり、相続税の負担も大幅に軽減できます。

- 子供2人とその配偶者、そして孫4人の計8人に10年間110万円ずつ贈与した場合

$$110 \text{ 万円} \times 8 \text{ 人} \times 10 \text{ 年間} = 8,800 \text{ 万円}$$

の財産を減らすことができます。

相続財産が3億円と仮定した場合、贈与により2億1,200万円まで減少し、子供2人の相続時額は、6,920万円から3,700万円へ3,220万円も減少します。

また、多額の相続財産を有し、相続税率が高くなる場合には、相続税率を下回る範囲内で贈与を行うことも、トータルで納める税金を考えた場合には有効な方法となります。

(2) 暦年贈与の注意ポイント

- | | |
|-------------------|--------------------|
| ① 贈与税の申告は必要 | ④ 受贈者が預金通帳・印鑑を保管する |
| ② 贈与契約書を作成する | ⑤ 連年贈与に注意 |
| ③ 通帳を利用して贈与の足跡を残す | |

3 | 相続時精算課税制度の活用で大きく贈与する

(1) 相続時精算課税制度とは

贈与税の課税方式には、通常の贈与（暦年課税）とは別に「相続時精算課税制度」と呼ばれるものがあります。これは、贈与の年の1月1日時点で60歳以上の親又は祖父母から、同時点で20歳以上の推定相続人（子）又は孫に対して贈与が行われた場合、トータルで2,500万円に達するまでは贈与税が課されず、2,500万円以上の財産について税率20%で課税されるという制度です。

暦年贈与と比べて、一度に多額の財産を贈与できるメリットがありますが、暦年贈与とは異なり、この制度で贈与された財産は、贈与者が死亡した場合には相続財産に含めて相

続税を計算することとなります。

従いまして、相続時精算課税度は、生前の遺産相続といえる制度です。

(2)相続時精算課税制度の注意ポイント

①暦年贈与へ戻ることが出来ない

相続時精算課税制度においては、その税額を「贈与者」ごとに計算します。一旦この制度を選択して税額を計算した贈与者からの贈与については、その後もずっと相続時精算課税制度により贈与税額を計算しなければなりません。つまり、父からの贈与について一度この制度を選択すると、以後に父からの受けた贈与については全て上記の算式で税額を計算することになります。

なお、暦年贈与と相続時精算課税制度による贈与は、父、母等の贈与者ごとに選択することが可能です。

②納税額が増える場合も

相続時精算課税によって贈与された財産は、将来の相続財産に加算され、贈与時に支払った贈与税がある場合には、その税額を相続時の相続税から差し引きます。

評価額は、相続時の価額ではなく、贈与時の価額となりますので、将来、価値が下がる財産の贈与を受けた場合には、結果として、相続税が高くなる可能性もあります。

従いまして、将来的にも価値が下がらない財産か、将来、値上がりしそうな財産を贈与するのに有効な制度といえます。

4 | 夫婦間の贈与で相続対策

(1)夫婦間で居住用財産を贈与して節税を

贈与は、親子間に限ったものではありません。夫の財産を妻に贈与することも重要な相続税対策となります。

この特例は、婚姻期間が20年以上の夫婦の間で、居住用不動産または居住用不動産を取得するための金銭の贈与が行われた場合、基礎控除110万円のほかに最高2000万円まで控除できる制度です。夫婦間の相続が発生する前に必ず行いたい贈与です。

■ポイント：3年内贈与として相続財産に加算されない

相続税の計算では、相続発生3年以内に贈与した財産は相続財産に加算されますが、本制度を適用して贈与した居住用財産については、その対象から外されます。そのため、近い時期に相続の発生が見込まれるようなケースでも安心して活用できます。

(2)夫婦間で居住用財産の贈与の特例の適用を受けるための手続き

この特例の適用を受ける場合には、次の書類を添付して、贈与があった日属する年の翌年3月15日までに贈与税の申告をすることが必要です。

- ①財産の贈与を受けた日から10日を経過した日以後に作成された戸籍謄本又は抄本
- ②財産の贈与を受けた日から10日を経過した日以後に作成された戸籍の附票の写し
- ③居住用不動産の登記事項証明書
- ④その居住用不動産に住んだ日以後に作成された住民票の写し

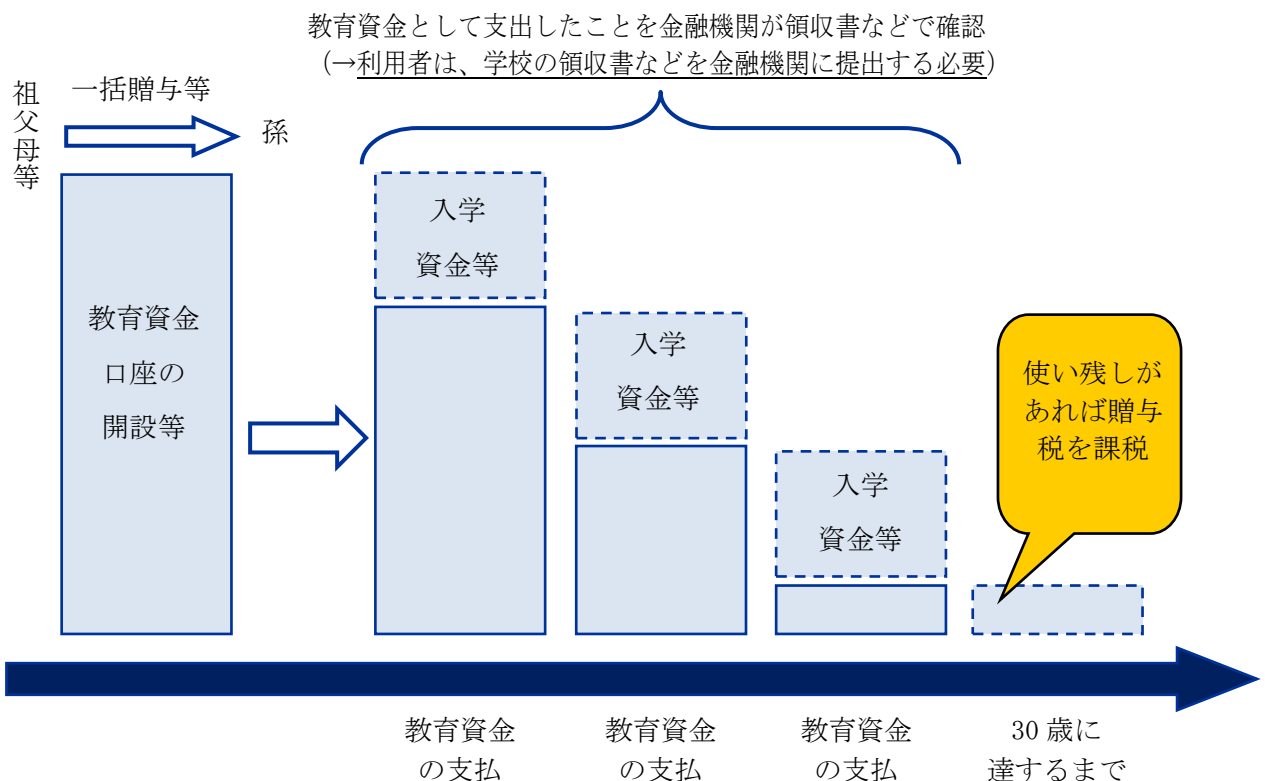
5 | 相続財産を孫の教育資金に使う

(1)将来の教育資金を一括で贈与する

現行の相続税制においては、「親子」「祖父と孫」など扶養義務者間で行われる教育資金の贈与で、その必要なときに行われるものについては贈与税が課税されません。例えば、大学の学費であれば、その支払いの都度、両親や祖父母が負担したものならば贈与税が課税されることはありません。

しかし、将来の教育資金をあらかじめ一括で贈与した場合には、暦年贈与や相続時精算課税制度に基づく課税がされます。そこで、このようなニーズにこたえるために、一定要件の下で教育資金を贈与した場合には、贈与税が非課税となる制度ができました。

■制度のイメージ

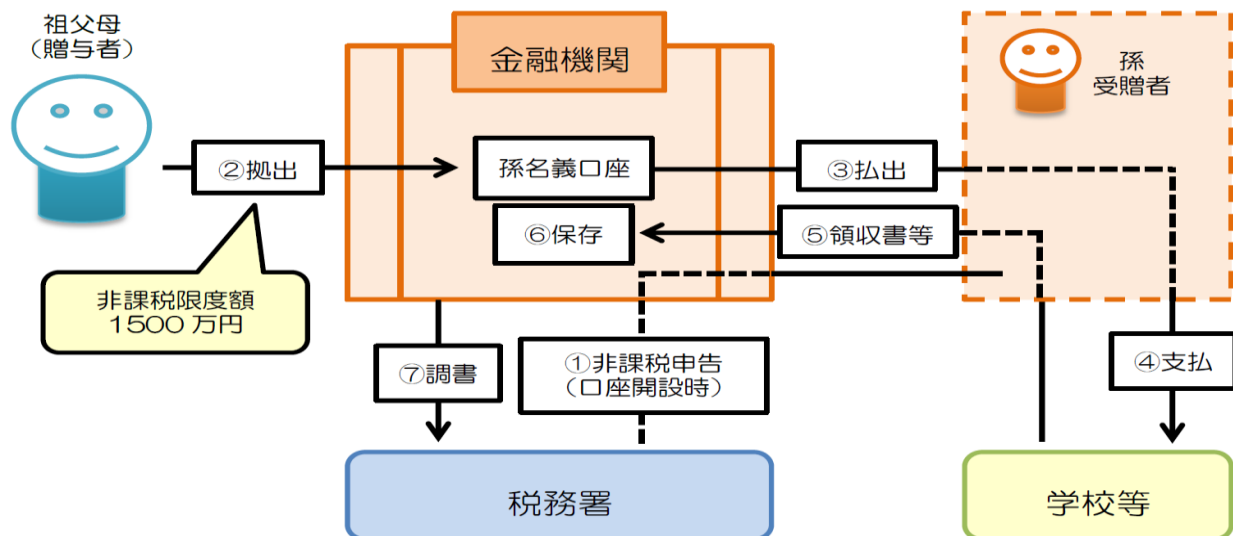


なお、この制度は、「直系尊属」の間で行われる教育資金の贈与が対象となっています。親や祖父母からの贈与に限定されず、曾祖父母からの贈与も適用可能です。

(2)教育資金の一括贈与の手続き

- ①孫（受贈者）が教育資金を受け取るための口座を開設すると共に、教育資金非課税申告書等を提出する（提出した申告書は、金融機関を通じて税務署へ提出される）。
※教育資金非課税申告書には、受贈者の戸籍謄本または抄本、住民票の写し等、受贈者の氏名、生年月日、住所、贈与者との続柄を証する書類を添付しなければなりません。
- ②祖父母が教育資金を拠出（＝孫名義の口座へ贈与資金を預け入れる）
- ③孫（受贈者）が、教育資金が必要な都度、口座からお金を払い出す。
- ④孫（受贈者）が、学校等へ教育費用の支払いを行う。
- ⑤孫（受贈者）が、学校等が発行した領収書を金融機関へ提出。
- ⑥金融機関が、領収書などにより資金の用途を確認し、保存。
- ⑦口座契約の終了時に、金融機関が残高等を記載した調書を提出。

■適用を受けるための手続きの流れ



(3)教育資金の一括贈与の注意ポイント

①来年までの期間限定の特例

この制度は、平成 25 年 4 月 1 日から平成 27 年 12 月 31 日までの 3 年間にわたって行われた贈与にのみ適用されます。

②使い切れなかった場合には贈与税が課税

孫等が 30 歳に達する日に口座等は終了。この時点で残額がある場合は贈与税が課税されます。

歯科経営情報レポート 10月号

相続税基礎控除縮減で課税対象者倍増 相続税改正の概要と事前相続対策

【著者】税理士法人ゼニックス・コンサルティング

【発行者】村形 聡

【発行】税理士法人ゼニックス・コンサルティング

東京都港区芝公園1-3-12 クローバー芝公園2F

TEL : 03-5733-8771 FAX : 03-5733-8772

落丁・乱丁本はお取り替え致します。本書に掲載されている内容の一部あるいは全部を無断で複写することは、法律で認められた場合を除き、著者および発行者の権利の侵害となります。その場合は、あらかじめ小社あて許諾を求めて下さい。